

項	現行	修正後	備考
40	第3編 災害予防・減災計画	第3編 災害予防・減災計画	
	第1章 災害に強いひとづくり・まちづくり	第1章 災害に強いひとづくり・まちづくり	
	第1節 災害に強いひとづくり	第1節 災害に強いひとづくり	
	第1 自主防災組織の育成	第1 自主防災組織の育成	
	<p>大規模な災害が発生した場合、防災関係機関の活動は、その機能を十分に果たせなくなり、災害を受けた地域の全てを<u>救うことが</u>できないことも考えられる。</p> <p>このような事態に対処するためには、「自ら守る、みんなで守る」という意識のもとに、市民自らが、地域社会の中でお互いに協力して、被災者の救出・救護、要配慮者への援助、避難並びに指定緊急避難所及び指定避難所での活動を自主的に行うことが重要である。</p> <p>このため、市は自治会を単位として自主防災組織の結成を推進するとともに、防災関係機関との連携による訓練実施や防災知識の普及活動について支援を行い、自主防災組織の育成に努めていく。</p> <p>また、自主防災組織による防災訓練等の活動については、女性の参画促進に努める。</p>	<p>大規模な災害が発生した場合、防災関係機関の活動は、その機能を十分に果たせなくなり、災害を受けた地域の全てに<u>対応</u>できないことも考えられる。</p> <p>このような事態に対処するためには、「自ら守る、みんなで守る」という意識のもとに、市民自らが、地域社会の中でお互いに協力して、被災者の救出・救護、要配慮者への援助、避難並びに指定緊急避難所及び指定避難所での活動を自主的に行うことが重要である。</p> <p>このため、市は自治会を単位として自主防災組織の結成を推進するとともに、防災関係機関との連携による訓練実施や<u>地域防災リーダーの担い手として育成し、防災士の資格取得を推進するなど</u>、防災知識の普及活動について支援を行い、自主防災組織の育成に努めていく。</p> <p>また、自主防災組織による防災訓練等の活動については、女性の参画促進に努める。</p>	
	資料編 自主防災組織結成状況	資料編 自主防災組織結成状況	
	第2 消防団の育成強化	第2 消防団の育成強化	
	<p>消防団は将来にわたり、地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在として、救助・救出活動、警戒巡視活動、災害防御活動、避難誘導活動等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしているものであることから、消防団の育成、強化に努め、地域の防災力の向上を図る。</p>	<p>消防団は将来にわたり、地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在として、救助・救出活動、警戒巡視活動、災害防御活動、避難誘導活動等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしているものであることから、消防団の育成、強化に努め、地域の防災力の向上を図る。</p>	
	第3 企業防災の推進	第3 企業防災の推進	
	<p>企業は、自主防災体制の整備のため自衛防災組織の設置、防災訓練等の実施に努める。</p> <p>また、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。</p>	<p><u>1. 企業の事業継続計画等</u></p> <p>企業は、自主防災体制の整備のため自衛防災組織の設置、防災訓練等の実施に努める。</p> <p>また、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努める<u>ものとする。</u></p> <p><u>また、企業は豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>市及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、優良企業表彰、企業の防災に関する取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。</u></p> <p><u>市は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、企業に対し地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、その推進に努める。</u></p> <p><u>市及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</u></p>	

項	現行	修正後	備考
41	<p>第4 ～ 第5 (略)</p> <p>第6 防災知識の普及啓発</p> <p>1 市民への防災知識の普及啓発 市は、防災訓練や出前講座、ハザードマップや広報誌等を通じ、家庭での予防・安全対策、災害時の連絡体制の確保の必要性などの平常時の備えや災害発生の危険箇所など、地域住民の適切な避難や災害時の行動等について<u>の</u>防災知識の普及を図る。 特に、<u>避難の勧告・指示等の避難情報や気象情報等の防災情報</u>については、情報の意味や入手方法についての周知を図るとともに、状況により屋外への避難が危険な場合には屋内への退避も選択肢とするなどの市民が命を守るためにとるべき具体的な行動などについても併せて周知を図る。</p> <p>また、防災知識の普及に当たっては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 学校、事業所等における防災教育 市は、各施設管理者と協力して、園児・児童・生徒・従業員等のそれぞれの現場における防災力の向上を図るための防災教育を推進する。</p> <p>第7 ～ 第9 (略)</p> <p>第2節 災害に強いまちづくり</p> <p>第1 市街地の整備 (略)</p>	<p><u>2. 要配慮者利用施設の防災体制</u> <u>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。</u> <u>さらに、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、各法令等に基づき、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するものとする。</u> <u>また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市に報告するものとする。</u> <u>市は、要配慮者利用施設の洪水時の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。</u></p> <p>第4 ～ 第5 (略)</p> <p>第6 防災知識の普及啓発</p> <p>1 市民への防災知識の普及啓発 市は、防災訓練や出前講座、ハザードマップや広報誌等を通じ、家庭での予防・安全対策、災害時の連絡体制の確保の必要性などの平常時の備えや災害発生の危険箇所など、<u>地域住民の適切な避難や災害時の行動等について<u>予めまとめた「マイ・タイムライン」や「コミュニティタイムライン」等の作成を促すことで、</u></u>防災知識の普及を図る。 特に、<u>避難指示等の避難情報や気象情報等の防災情報</u>については、<u>一人でも多くの市民に正確に伝わるよう、情報伝達手段の多重化を図り、</u>情報の意味や入手方法についての周知を図るとともに、状況により屋外への避難が危険な場合には屋内への退避も選択肢とするなどの市民が命を守るためにとるべき具体的な行動などについても併せて周知を図る。 <u>市及び防災関係機関は、「災害時は差し迫った危機から命を守ることが最優先」であり、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大下にあっても避難所への避難を躊躇することがないよう、住民に対して啓発活動を行うものとする。</u> また、防災知識の普及に当たっては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 学校、事業所等における防災教育<u>の実施</u> 市は、各施設管理者と協力して、園児・児童・生徒・従業員等のそれぞれの現場における防災力の向上を図るための防災教育を推進する。</p> <p>第7 ～ 第9 (略)</p> <p>第2節 災害に強いまちづくり</p> <p>第1 市街地の整備 (略)</p> <p>第2 災害危険箇所の対策</p>	
43	<p>1 災害危険箇所等の周知 市は、市民へ土砂災害危険箇所及び災害発生の前兆現象の周知を図り、また、連絡先や避難場所等についても周知を図るとともに、迅速な情報伝達体制の整備に努める。</p>	<p>1 災害危険箇所等の周知 市は、市民へ土砂災害危険箇所及び災害発生の前兆現象の周知を図り、また、連絡先や避難場所等につい</p>	

項	現行	修正後	備考
	<p>また、他の災害危険箇所についても同様とする。</p> <p>資料編 土砂災害危険箇所、河川等水防箇所</p> <p>2 地盤災害防止施設等の整備 市は、災害から市域を保全し、安全で住み良いまちづくりを目指して、災害防止施設の整備に努める。また、国・県が推進する事業に協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 治山施設の整備 ○ 砂防施設の整備 ○ 地すべり防止施設の整備 ○ 急傾斜地崩壊防止施設の整備 ○ ボタ山の災害対策の推進 ○ 地盤液状化対策の推進 ○ 河川、都市下水路及びため池施設の整備 <p>3 地すべり、がけ崩れ等の巡視 市は、地すべりやがけ崩れ等の危険が予想される箇所を梅雨期・台風期前などに、県等と必要に応じて適時巡回する。</p> <p>4 災害危険区域内の危険住宅の移転等 (1) 市又は県は、災害が発生した地域又は建築基準法第39条の災害危険区域のうち、住民の居住に相当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を促進する。 (防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和47年法律第132号)) (2) 市は、がけ地の崩壊及び土石流等により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域から危険住宅の移転を促進する。</p> <p>資料編 地すべり等危険地域における危険住宅移転の助成に関する条例、同施行規則</p> <p>5 土砂災害警戒区域等の指定による警戒避難体制の整備 市は、県により土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等が指定された場合は、土砂災害防止法第7条による警戒避難体制の整備を講じる。</p> <p>(1) 土砂災害警戒情報等の提供 国及び県は、市長が防災活動や住民等への避難の勧告・指示等の対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民自らの避難の判断等にも参考となるよう、次の情報を発表する。 県は、これらの情報を一斉指令システム等により市町へ伝達する。 市は、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線、広報車、携帯電話の緊急速報メール(株式会社NTTドコモが提供するエリアメール、KDDI株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社が提供する緊急速報メール等をいう。以下同じ。)などの手段を活用し、住民に対し迅速かつ的確に伝達する。 (略)</p>	<p>でも周知を図るとともに、迅速な情報伝達体制の整備に努める。 また、他の災害危険箇所についても同様とする。</p> <p>資料編 土砂災害危険箇所、河川等水防箇所</p> <p>2 地盤災害防止施設等の整備 市は、災害から市域を保全し、安全で住み良いまちづくりを目指して、災害防止施設の整備に努める。また、国・県が推進する事業に協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 治山施設の整備 ○ 砂防施設の整備 ○ 地すべり防止施設の整備 ○ 急傾斜地崩壊防止施設の整備 ○ 地盤液状化対策の推進 ○ 河川、都市下水路及びため池施設の整備 <p>3 地すべり、がけ崩れ等の巡視 市は、地すべりやがけ崩れ等の危険が予想される箇所を梅雨期・台風期前などに、県等と必要に応じて適時巡回する。</p> <p>4 災害危険区域内の危険住宅の移転等 (1) 市又は県は、災害が発生した地域又は建築基準法第39条の災害危険区域のうち、住民の居住に相当でないと認められる区域内にある住居の集団移転に配慮する。 (防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和47年法律第132号)) (2) 市は、がけ地の崩壊及び土石流等により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域から危険住宅の移転に配慮する。</p> <p>資料編 地すべり等危険地域における危険住宅移転の助成に関する条例、同施行規則</p> <p>5 土砂災害警戒区域等の指定による警戒避難体制の整備 市は、県により土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等が指定された場合は、土砂災害防止法第7条による警戒避難体制の整備を講じる。</p> <p>資料編 土砂災害警戒区域等指定箇所</p> <p>(1) 土砂災害警戒情報等の提供 国及び県は、市長が防災活動や住民等への避難情報の発令等の対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民自らの避難の判断等にも参考となるよう、次の情報を発表する。 県は、これらの情報を一斉指令システム等により市へ伝達する。 市は、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線、広報車、携帯電話の緊急速報メール(株式会社NTTドコモが提供するエリアメール、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社が提供する緊急速報メール等をいう。以下同じ。)などの手段を活用し、住民に対し迅速かつ的確に伝達する。 (略)</p>	

項	現行	修正後	備考
46	<p>第4 ライフライン施設の機能の確保 (略)</p> <p>2 下水道施設の整備 下水道施設の管理者は、下水道施設の防災機能を向上させるため、次の事項の整備等に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道施設の安全性の強化 ○ 下水道施設の巡回点検の実施及び老朽施設、<u>故障個所の改善</u> ○ 資機材及び図面等の整備による施設の現況の把握 <p><u>※ 下水道施設には、農業集落排水施設も含む。</u></p>	<p>第4 ライフライン施設の機能の確保 (略)</p> <p>2 下水道施設の整備 下水道施設の管理者は、下水道施設の防災機能を向上させるため、次の事項の整備等に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道施設の安全性の強化 ○ 下水道施設の巡回点検の実施及び老朽施設<u>の計画的な更新</u> ○ 資機材及び図面等の整備による施設の現況の把握 	
53	<p>第3節 災害応急活動対策の整備</p> <p>第1 災害応急活動体制の整備・強化 (略)</p> <p>第2 情報の収集、連絡・伝達体制の整備・強化 (略)</p> <p>5 災害用伝言サービスの活用促進 市及び関係機関は、災害発生直後の電話輻輳を防止するため、市民に対し「防災機関への通報で、きわめて緊急を要する場合を除き電話利用は控える」ことの啓発を図り、併せて、安否確認や連絡には、西日本電信電話株式会社の「災害用伝言ダイヤル(171番)」や携帯電話・PHS各社の「災害用伝言板」等の災害用伝言サービスの利用について普及促進を図る。</p> <p style="text-align: center;">資料編 災害用伝言サービス</p> <p>6 災害用電源装置の整備 市は、常に通信の支障を来さないよう、災害用発電装置の点検・補修・管理を行う。</p> <p>7 非常通信体制の整備 災害時における非常通信の円滑な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時から伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第3 災害時の広報体制の整備・強化</p> <p>1 広報活動用資機材の整備等 市は、拡声器付公用車及びハンドマイク、アンプなどの広報活動用資機材の整備に努める。</p> <p>2 要配慮者向け広報要員の確保 市は、ボランティア団体等との連携等により、点訳、手話通訳、外国語の通訳等、要配慮者向けの広報活動に必要な技術を持つ要員の確保を図る。</p> <p>3 ホームページ、メールの活用 市は、災害による緊急情報や被害状況等の情報を市民等に発信するため、ホームページ等（携帯サイト、</p>	<p>第3節 災害応急活動対策の整備</p> <p>第1 災害応急活動体制の整備・強化 (略)</p> <p>第2 情報の収集、連絡・伝達体制の整備・強化 (略)</p> <p>5 災害用伝言サービスの活用促進 市及び<u>防災</u>関係機関は、災害発生直後の電話輻輳を防止するため、市民に対し「防災機関への通報で、きわめて緊急を要する場合を除き電話利用は控える」ことの啓発を図り、併せて、安否確認や連絡には、西日本電信電話株式会社の「災害用伝言ダイヤル(171番)」や携帯電話・PHS各社の「災害用伝言板」等の災害用伝言サービスの利用について普及促進を図る。</p> <p style="text-align: center;">資料編 災害用伝言サービス</p> <p>6 災害用電源装置の整備 市は、常に通信の支障を来さないよう、災害用発電装置の点検・補修・管理を行う。</p> <p>7 非常通信体制の整備 <u>市及び防災関係機関は</u>、災害時における非常通信の円滑な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時から伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第3 災害時の広報体制の整備・強化</p> <p>1 広報活動用資機材の整備等 市は、拡声器付公用車及びハンドマイク、アンプなどの広報活動用資機材の整備に努める。</p> <p>2 要配慮者向け広報要員の確保 市は、ボランティア団体等との連携等により、点訳、手話通訳、外国語の通訳等、要配慮者向けの広報活動に必要な技術を持つ要員の確保を図る。</p> <p>3 ホームページ、メール、<u>SNS、防災ラジオ等</u>の活用 市は、災害による緊急情報や被害状況等の情報を市民等に発信するため、ホームページ等（携帯サイト、</p>	

項	現行	修正後	備考
54	<p>ツイッター含む。以下同じ)への掲載や、携帯電話等へのメール配信システムである「防災ネットあんあん」や「緊急速報メール」を活用して情報を提供する。</p> <p>4 新聞・テレビ・ラジオ等報道機関への協力要請 (略)</p> <p>第4 災害時の相互協力・応援体制の整備・強化</p> <p>1 防災機関の機能の充実 市及び防災関係機関は、防災計画及び防災業務計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、相互の連絡を密にする。</p> <p>(略)</p> <p>3 受援計画等の策定 市及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等についての受援計画等の策定に努める。</p> <p>4 災害ボランティア等の体制の整備 (略)</p> <p>第4節 救急・医療体制の整備 (略)</p> <p>第5節 避難対策実施体制の整備</p> <p>1 自主避難所の指定・登録 水害、土砂災害、台風などにより危険を感じた場合等に自主避難をする住民の受入れを行うため、次のとおり自主避難所の<u>登録・指定</u>を行う。</p> <p>(1) 町区公民館等 (略)</p> <p>(2) 公共施設 市は、まちづくり推進センターを自主避難所として指定する。指定にあたっては、避難の状況に応じて段階的に開設を行うよう一次開設場所、二次開設場所に区分するとともに、職員対応の体制等を定めるものとする。 なお、収容人員については、概ね2㎡当たり1人とする。</p> <p>資料編 自主避難所(公共施設)</p>	<p>ツイッター、<u>フェイスブック、ライン等のSNS</u>含む。以下同じ)への掲載や、携帯電話等へのメール配信システムである「防災ネットあんあん」や「緊急速報メール」<u>や防災ラジオ、テレビ局のdボタンなど</u>を活用して情報を提供する。</p> <p>4 新聞・テレビ・ラジオ等報道機関への協力要請 (略)</p> <p>第4 災害時の相互協力・応援体制の整備・強化</p> <p>1 防災<u>関係</u>機関の機能の充実 市及び防災関係機関は、防災計画及び防災業務計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、相互の連絡を密にする。</p> <p>(略)</p> <p>3 受援計画等の策定 市及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等についての受援計画等の策定に努める。 <u>県及び市町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p>4 災害ボランティア等の体制の整備 (略)</p> <p>第4節 救急・医療体制の整備 (略)</p> <p>第5節 避難対策実施体制の整備</p> <p>1 自主避難所の指定・登録 水害、土砂災害、台風などにより危険を感じた場合等に自主避難をする住民の受入れを行うため、次のとおり自主避難所の<u>指定・登録</u>を行う。</p> <p>(1) 町区公民館等 (略)</p> <p>(2) 公共施設 市は、まちづくり推進センターを自主避難所として指定する。指定にあたっては、避難の状況に応じて段階的に開設を行うよう一次開設場所、二次開設場所に区分するとともに、職員対応の体制等を定めるものとする。 なお、収容人員については、概ね2㎡当たり1人とする。 <u>また、感染症対策等のため必要な場合は、概ね4㎡あたり1人とする。</u></p> <p>資料編 自主避難所(公共施設)</p>	
56	<p>2 避難場所等の指定</p>	<p>2 避難場所等の指定</p>	

項	現行	修正後	備考
57	<p>(略)</p> <p>(2) 指定避難所 市は、大規模災害が発生した場合に、災害により被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を一時的に収容し保護する避難所として、市の公共施設等を指定する。 指定にあたっては、河川付近及び低地などでは水害、山間部では土砂災害からの安全が確保できる場所であることに配慮する。 また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。 なお、収容人員については、概ね2㎡当たり1人とする。</p> <p>資料編 指定避難所</p> <p>3 避難所の機能の強化 市は、避難所の機能の強化を図るため、必要に応じて、避難生活の環境を良好に保つための換気や照明等の設備の整備、避難生活に必要な毛布等の物資の備蓄等に努める。 <u>対策</u>にあたっては、高齢者、障害者、子ども等の要配慮者、男女双方の視点並びに家庭動物を連れて避難する人がいることなど、地域の実情に応じて居住空間に配慮するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 指定避難所 市は、大規模災害が発生した場合に、災害により被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を一時的に収容し保護する避難所として、市の公共施設等を指定する。 指定にあたっては、河川付近及び低地などでは水害、山間部では土砂災害からの安全が確保できる場所であることに配慮する。 また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。 なお、収容人員については、概ね2㎡当たり1人とする。 <u>また、感染症対策等のため必要な場合は、概ね4㎡あたり1人とする。</u></p> <p>資料編 指定避難所</p> <p>3 避難所の機能の強化 市は、避難所の機能の強化を図るため、必要に応じて、避難生活の環境を良好に保つための換気や照明等の設備の整備、避難生活に必要な毛布等の物資の備蓄等に努める。 <u>避難所の対応</u>にあたっては、高齢者、障害者、子ども等の要配慮者、男女双方の視点並びに家庭動物を連れて避難する人がいることなど、地域の実情に応じて居住空間に配慮するものとする。 <u>市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化にと努めるものとする。</u> <u>市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じようとする。</u> <u>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等宿泊施設の活用を含めて検討するよう努めるものとする。</u></p>	
58	<p>4 避難場所の周知 (略)</p> <p>10 広域避難体制の整備 市は、大規模広域災害時等に円滑な広域避難が可能となるよう、必要に応じて他の地方公共団体と応援協定を締結するなど、具体的な避難・受入方法の手順等を定めるよう努める。</p> <p>資料編 鳥栖市が締結している協定</p>	<p>4 避難場所の周知 (略)</p> <p>10 広域避難体制の整備 市は、大規模広域災害時等に円滑な広域避難<u>及び広域一時滞在</u>が可能となるよう、必要に応じて他の地方公共団体と応援協定を締結するなど、具体的な避難・受入方法の手順等を定めるよう努める。</p> <p>資料編 鳥栖市が締結している協定 <u>市は、災害の予測規模、避難者数等を鑑み、災害が発生する恐れのある段階で市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町へ直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</u> <u>県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。</u></p>	
59	<p>第6節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第1 道路輸送体制の整備</p> <p>1 緊急通行車両の事前届出 市は、災害時に使用する車両を事前にリストアップし、届出を行う。</p>	<p>第6節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第1 道路輸送体制の整備</p> <p>1 緊急通行車両の事前届出 市は、災害時に使用する車両を事前にリストアップし、<u>警察署へ</u>届出を行う。</p>	

項	現行	修正後	備考
60	<p>2 緊急輸送道路の指定 (略)</p> <p>4 道路情報に関する協力体制の確保 市は、災害発生直後の道路の被害状況や渋滞状況に関する情報提供を行うよう、必要な協力体制の確保を図る。 (略)</p> <p>第7節 生活救援体制の整備</p> <p>第1 物資調達体制の整備 (略)</p> <p>第2 応急給水体制の整備</p> <p>1 給水用資機材の整備 水道事業者は、応急給水活動に必要なポリタンク、給水タンク、ウォーターパック、<u>可搬型ろ水機</u>、可搬型発電機等給水用資機材の整備を図る。 (略)</p> <p>第3 ごみ・がれき処理体制の整備</p> <p>1 近隣市町との応援協力体制の整備 市は、大量のごみ・がれきを迅速かつ効果的に処分するため、近隣市町及び民間業者等との協力体制を整備する。</p> <p>2 有害ごみ・危険ごみ分別等の事前PR 市は、大規模災害時の大量な有害・危険ごみを処理できるようリサイクル事業と連携して、市民・事業所等にごみの分別について事前PRを行う。 (略)</p>	<p>2 緊急輸送道路の指定 (略)</p> <p>4 道路情報に関する協力体制の確保 市は、災害発生直後の道路の被害状況や渋滞状況に関する情報提供を行うよう、<u>国・県等の各道路管理者</u>と必要な協力体制の確保を図る。 (略)</p> <p>第7節 生活救援体制の整備</p> <p>第1 物資調達体制の整備 (略)</p> <p>第2 応急給水体制の整備</p> <p>1 給水用資機材の整備 水道事業者は、応急給水活動に必要なポリタンク、給水タンク、ウォーターパック、可搬型発電機等給水用資機材の整備を図る。 (略)</p> <p>第3 ごみ・がれき処理体制の整備</p> <p>1 近隣市町との応援協力体制の整備 市は、大量のごみ・がれきを迅速かつ効果的に処分するため、近隣市町及び民間業者等との協力体制を整備する。</p> <p>2 有害ごみ・危険ごみ分別等の事前PR 市は、大規模災害時の大量な有害・危険ごみを処理できるようリサイクル事業<u>者</u>と連携して、市民・事業所等にごみの分別について事前PRを行う。 (略)</p>	
63	<p>第8節 災害時「住」対策実施体制の整備 (略)</p> <p>第9節 要配慮者支援体制の整備</p> <p>1 避難行動要支援者の把握 (略)</p> <p>2 要配慮者施設の把握 市は、高齢者、障害者その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に立地するなど、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称、所在地等を把握するとともに、情報伝達体制等の整備に努める。</p> <p>資料編 浸水想定区域内における要配慮者施設</p> <p>3 福祉避難所の確保 (略)</p> <p>5 施設の災害に対する安全性の確保 市及び県は、高齢者や身体障害者など多様な利用形態に対応した施設及び道路等の整備に努め、災害時の</p>	<p>第8節 災害時「住」対策実施体制の整備 (略)</p> <p>第9節 要配慮者支援体制の整備</p> <p>1 避難行動要支援者の把握 (略)</p> <p>2 要配慮者<u>利用</u>施設の把握 市は、高齢者、障害者その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に立地するなど、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称、所在地等を把握するとともに、情報伝達体制等の整備に努める。</p> <p>資料編 <u>洪水</u>浸水想定区域及び土砂災害警戒等区域内の要配慮者<u>利用</u>施設</p> <p>3 福祉避難所の確保 (略)</p> <p>5 施設の災害に対する安全性の確保 市及び県は、高齢者や身体障害者など多様な利用形態に対応した施設及び道路等の整備に努め、災害時の</p>	

項	現行	修正後	備考
64	<p>避難に備える。 また、社会福祉施設及び病院等の管理者は、施設をあらかじめ災害の危険性の低い場所に立地するよう考慮など、災害に対する安全性の向上を図るものとする。</p> <p>6 情報伝達体制の整備 市は、避難行動要支援者及び要配慮者施設に対し、防災情報や避難情報等を伝達できるよう、防災無線や広報車、メール等の情報伝達手段に加え、福祉関係団体、民生委員・児童委員、自治会（自主防災組織）、消防団等を活用した重層的な情報伝達体制の整備に努める。</p> <p>7 地域全体の支援体制づくり (略)</p> <p>9 外国人の安全確保対策 市は、日本語を理解できない外国人のために、外国語によるパンフレットの作成・配布等を実施し、防災知識の普及・啓発に努める。</p> <p>第10節 応急教育・保育体制の整備 (略)</p> <p>第11節 原子力災害対策の整備 (略)</p> <p>第12節 災害復旧・復興への備え</p> <p>1 各種データの整備保全 市は、円滑な災害復旧を図るため、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。 また、復興の円滑化のため、あらかじめ、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等各種データの整備保存並びにバックアップ体制の整備に努めるものとする。</p> <p>2 <u>リ</u>災証明書の発行体制の整備 市及び消防本部は、災害時に<u>リ</u>災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成等を計画的に進めるなど、<u>リ</u>災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 また、県は、市に対し、住家被害調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</p> <p>3 復興対策の検討 市、県及び防災関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自主復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等、災害復興対策についての研究を行うものとする。</p>	<p>避難に備える。 また、社会福祉施設及び病院等の管理者は、施設をあらかじめ災害の危険性の低い場所に立地するよう考慮<u>する</u>など、災害に対する安全性の向上を図るものとする。</p> <p>6 情報伝達体制の整備 市は、避難行動要支援者及び要配慮者<u>利用</u>施設に対し、防災情報や避難情報等を伝達できるよう、防災無線や広報車、メール等の情報伝達手段に加え、福祉関係団体、民生委員・児童委員、自治会（自主防災組織）、消防団等を活用した重層的な情報伝達体制の整備に努める。</p> <p>7 地域全体の支援体制づくり (略)</p> <p>9 外国人の安全確保対策 市は、日本語を理解できない外国人のために、外国語によるパンフレットの作成・配布、<u>防災標識への外国語の付記</u>等を実施し、防災知識の普及・啓発に努める。</p> <p>第10節 応急教育・保育体制の整備 (略)</p> <p>第11節 原子力災害対策の整備 (略)</p> <p>第12節 災害復旧・復興への備え</p> <p>1 各種データの整備保全 市は、円滑な災害復旧を図るため、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。 また、復興の円滑化のため、あらかじめ、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等各種データの整備保存並びにバックアップ体制の整備に努めるものとする。</p> <p>2 <u>罹</u>災証明書の発行体制の整備 市及び消防本部は、災害時に<u>罹</u>災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成等を計画的に進めるなど、<u>罹</u>災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 また、県は、市に対し、住家被害調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</p> <p>3 復興対策の検討 市、県及び防災関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自主復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等、災害復興対策についての研究を行うものとする。</p>	
67	<p>2 <u>リ</u>災証明書の発行体制の整備 市及び消防本部は、災害時に<u>リ</u>災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成等を計画的に進めるなど、<u>リ</u>災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 また、県は、市に対し、住家被害調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</p>	<p>2 <u>罹</u>災証明書の発行体制の整備 市及び消防本部は、災害時に<u>罹</u>災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成等を計画的に進めるなど、<u>罹</u>災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 また、県は、市に対し、住家被害調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</p>	